平成２７年（フ）第５５号
神戸市西区中野２丁目６番地の８　メロディーハイム203号
債務者　田口　孝市
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
熊本県菊池郡大津町大字杉水985番地23
債務者　岩本　眞一
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３号
熊本市東区月出４丁目４番120―105号　ホワイトハウス
債務者　伊藤　健太（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
神戸市垂水区東垂水３丁目２番５号　吉本文化101号、従前の住所神戸市垂水区山手４丁目９番１号　羽衣荘
債務者　山本　敏明
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８号
青森県南津軽郡藤崎町大字久井名舘字早稲田283番地１
債務者　浅利清一郎
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
青森市大字新城字山田664番地　県営住宅へ―３―２
債務者　藤原　洋之
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江48番地　ピュアコート清水江Ｄ棟、従前の住所宮城県大崎市田尻沼部字富岡浦115番地３
債務者　清野　幸一
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第３号
福島県いわき市勿来町酒井大作20番地
債務者　石戸　　勉
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２号
茨城県鉾田市子生728番地17
債務者　須賀みのる
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
茨城県石岡市下林3348番地
債務者　森田　哲也（旧姓博多屋）
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
茨城県つくば市並木３丁目16番地４　並木マンション205号
債務者　鈴木　和紀
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２号
千葉県木更津市清見台南２丁目９番Ｅ棟205号
債務者　岡田　一政（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１３号
千葉県木更津市清見台東３丁目27番27号　ハイツ飛鳥５―202
債務者　長谷川順次
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１８号
千葉県富津市二間塚2008番地１　11号
債務者　古家なおみ（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２４号
千葉県木更津市請西東７丁目20番地13　プランドール102号
債務者　元吉　善子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第８０号
新潟市北区川西４丁目67番地２
債務者　那須野育子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
金沢市諸江町下丁356番地１　レインボーハイツ平井105号、従前の住所金沢市粟崎町２丁目162番地９
債務者　谷口　直春
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
金沢地方裁判所